

ボディスキャナー導入等についての意見書

2011年（平成23年）8月19日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

現在、空港における保安上の理由から、ボディスキャナーの採用に向けた動きが見られるが、ボディスキャナーには身体上のプライバシー及び健康被害に関する重大な問題があることから、第一に、ボディスキャナー実証実験実行委員会の議事録、提出資料その他議論のために必要な資料を公開すべきこと、第二に、十分な情報公開に基づいて十分な議論、検討が行われるべきであること、第三に、以上を踏まえて、ボディスキャナーの採用が是とされたとしても、法律によるべきことを求める。

意見の理由

1 ボディスキャナーについて

(1) ボディスキャナー

ボディスキャナーとは、人の身体に対して、衣服の上からミリ波を照射することにより、衣服の内側の身体の体型や、さらには身体の中を透視し、異物ないし危険物を発見することができる装置であり、その映像は、人を裸にした場合と同じように身体のラインを見ることができるものもあれば、さらに人体の中まで見ることができるものもある。

(2) アメリカにおける状況

アメリカでは、2009年のクリスマス、デルタ空港の航空機内にナイジェリア人男性が爆弾を持ち込み、自爆を試みるという事件が発生したとされている（以下「クリスマステロ」という。）。このとき使用された爆発物は化学薬品であり、金属探知機では探知することができないものであった。

クリスマステロ以前からアメリカ国内のいくつかの空港にボディスキャナー装置は設置されていたが、同テロ以降、金属以外の爆発物の検知のためにボディスキャナーの設置を増強すべきとの声が強くなっているとされる。

堤未果「アメリカから＜自由＞が消える」(扶桑社新書、2010年4月発行)では、アメリカ国内の19の空港に40台が設置されているという。

また、同書には、ボディスキャナーにより人工肛門が検知されその場で下着をまくり職員に見せなければならなかった男性、乳ガン手術のために胸に埋め込んだシリコンが検知され職員から丹念に身体を調べられた女性のエピソード

が紹介されている。

(3) その他世界各国における状況

その他の欧米各国でも、ボディスキャナーを既に導入したか、導入（試験導入も含む。）することを明らかにしている。

2010年3月13日には、航空保安に関するアジア太平洋地域共同宣言において、クリスマステロで金属探知機では発見することができない化学物質が爆薬として使用された事態を受け、「個人のプライバシー及び安全を尊重しながら、持込みが禁じられている物質を検知し、またそのような物質の機内への持込みを阻止するために現代技術を活用する」とされ、かつ、同会合では、ボディスキャナー導入に関する積極的なプレゼンテーションが行われたとのことである。

2 日本における検討状況と政府による説明内容

(1) 実証実験実行委員会設置に先立つ国土交通省による記者発表

日本においても、2010年3月30日、国土交通省は、上記共同宣言等を踏まえ、同年7月を目途に、ミリ波型のボディスキャナーを中心に、成田空港でボディスキャナーの実証実験を行うことを発表した。実証実験を行う3種類のうち1種類は、完全に身体のラインが映るものであった。

また、同発表においては、この実証実験の実施準備のため、実施方法や評価手法等を検討する「ボディスキャナー実証実験実行委員会」を同年4月に設置し、実証実験で使用された機種種の検知能力を評価するとともに、プライバシー保護等の導入に向けた課題について検討するとした。

(2) ボディスキャナー実証実験

国土交通省は、2010年7月5日から9日まで、同月20日から24日まで、8月2日から6日まで、同月23日から27日まで、9月6日から10日までの全5回、成田空港第1ターミナルビル南ウイング保安検査場入り口前で、主に同空港を利用する日本人旅客について同意を得て実証実験を行った。

使用されるボディスキャナーは、人体に電磁波を照射するアクティブタイプ2機種と、人体が発する電磁波を検知するパッシブタイプ3機種の全5機種であった。使用機種のうち、ミリ波アクティブタイプで鮮明な画像が直接調査員の目に触れるものに関しては、調査員が被験者とは完全に遮断された別室に入るほか、画像の顔にぼかしを入れるなどしてプライバシーに配慮した。このほかのタイプについても、本人や調査員以外の旅客から表示画面が見られないようにするとともに、データは保存せずに破棄する措置を取った。

(3) ボディスキャナー実証実験実行委員会について

ボディスキャナー実証実験実行委員会はこれまで5回の会議を開催しているが、同会議の傍聴及び撮影は不可とされており、ホームページ上も議事内容は不明である。

(4) 実証実験の結果

2010年12月7日、ボディスキャナー実証実験実行委員会は、「成田国際空港におけるボディスキャナー実証実験の評価結果」と題する文書を発出した。同文書では、「現時点において検知能力が最も高いと認められたのは、アクティブ鮮明画像直接探知式であるが、実運用にあたっては、プライバシー保護について配慮をさらに行う必要があること」、「アクティブ自動検知式及びパッシブタイプについては、プライバシー保護に関してはより優れた機器であるが、その技術開発の動向は引き続き調査する必要があること」とされている。

しかし、アクティブ鮮明画像直接探知式等についてどのような画像が得られ、どの程度プライバシーが侵害されるのか、アクティブ自動検知式及びパッシブタイプではどの程度の検知能力があるのか、具体的に明らかとなるような情報は記載されていない。被検査者の健康に与える影響についての言及もない。

(5) 国土交通省の発表

2010年12月8日、国土交通省は、「成田国際空港におけるボディスキャナー実証実験の評価結果」を踏まえ、以下の措置を講じるとした。

「(1) 本年中に、保安検査主体による航空保安検査について、二次的な追加検査の手段として、接触検査に加えて、ボディスキャナーによる検査を位置付ける措置を講じます。

なお、接触検査に加えてボディスキャナーによる検査を導入するかは保安検査主体の判断とし、また、ボディスキャナーによる検査が導入された場合も、旅客は、接触検査かボディスキャナーによる検査を選択できるようにします。

また、鮮明な画像が直接保安検査員の目に触れるタイプの機種に関するプライバシー保護措置として、別添2のとおり、実証実験において講じた措置に加え、プライバシー保護責任者による画像データの管理の徹底等のプライバシー保護措置を追加します。

(2) ボディスキャナーの更なる技術開発の動向について、引き続き調査を行います。」

ここでも、ボディスキャナーにどの程度の検知能力があるのか、どのようなプライバシー侵害があるのか、被検査者の健康に対する影響はどうかといった重要な点が明らかにされなかった。

(6) 情報公開に消極的な国土交通省

国土交通省が設置したボディスキャナー実証実験実行委員会の情報公開度が極めて低いことと合わせて、国土交通省は、ボディスキャナー実証実験に関する文書の開示請求に対しても極めて消極的である。

すなわち、関連文書としては「我が国の航空保安検査においてボディスキャナー導入を検討することについて」(平成22年3月25日航空局)と題する文書があり、同文書には、「プライバシー保護との兼ね合い」、「健康安全への影響」といった項目がある。誰もが強い関心を抱く問題である。

しかし、国土交通省は、「プライバシー保護との兼ね合い」の記載内容については、「プライバシーの保護とボディスキャナーの検知能力との関係について述べられており、このような情報が公になると、保安検査に関する検査法について少なからず推測が可能であり、法第5条第4号『犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす』に該当する」と理由説明し、「ボディスキャナー機材ごとにプライバシー保護の状況に差異があるため、こうした情報が公になると、これからその導入の検討を行うに当たり、国民の誤解や憶測を不当に招き、混乱を生じさせるおそれがあるため、法第5条第5号『不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの』に該当する」、「健康安全への影響」の記載内容については、「ボディスキャナー機材の特徴に関する情報が含まれているが、こうした特徴がもたらす健康への影響については検証がなされていないため、これが明らかとなると、これからその導入の検討を行うに当たり、中立性が不当に損なわれるおそれがあるほか、国民の誤解や憶測を不当に招き、混乱を生じさせるおそれがある」と理由説明して不開示としている。

3 ボディスキャナー実施の必要条件

ボディスキャナーの実施については上記のような重大な問題があることからすれば、(1)情報公開を踏まえた国民的議論が行われる必要があり、(2)その結果、導入を可とする場合であっても、法律に基づいて実施されるべきである。以下、詳述する。

(1) 情報公開を踏まえた国民的議論の必要性

以上に述べたとおり、政府は、ボディスキャナーによる健康被害の可能性については具体的な説明を行っていない。また、被検査者のプライバシー保護についても、実証実験におけるプライバシーを配慮した条件設定を実際に導入するに当たってどのように維持し、あるいは修正すべきかなど、その考え方

の基礎も含めて明らかにしていない。このままでは国民的に十分な議論・判断を行うことはできない。

したがって、十分な情報公開を行った上で、十分な国民的議論を行い、ボディスキャナーの問題点を国民にとって明らかなものとし、導入の是非及び条件について検討すべきである。健康への影響についても調査がなされ、その調査結果が公表される必要性がある。

導入の是非を検討するについては、ボディスキャナー導入により侵害されうる人権がプライバシー権や健康そのものであることから、導入について必要不可欠なやむにやまれぬ利益があるか(目的)、ボディスキャナー導入という手段がその目的達成のための必要最小限のものに止まるか(手段)が厳密に検討されなくてはならない。

(2) 法律を制定して実施すること

手による接触検査かボディスキャナーによる検査かを選択できるとしたとしても、法的に明文化しておかなければ、事実上、ボディスキャナーによる検査が強制される可能性があり、なし崩し的にボディスキャナーが行われる可能性がある。また、健康被害に関する調査や、調査結果に基づくボディスキャナーの中止や修正などの必要性などを考慮すると、法的規制は必要不可欠である。

法的規制にあたっては、ボディスキャナーが検査対象人物を丸裸にするに等しいものであり一般人の心理的抵抗が大きいと考えられること、保安検査主体による恣意的選別の危険性があること、画像保存がなされた場合には不必要な閲覧や画像流出の危険性もあるので、検査対象人物のプライバシーや健康に配慮した条件設定が不可欠である。

4 結論

以上述べたところから明らかなとおり、ボディスキャナー導入にあたっては、まずは必要にして十分な議論をするために必要な資料を公開した上で国民的議論を行うべきであり、その上で、ボディスキャナーに関する法律を制定し、法律に基づいて検査を実施すべきである。